

平成24年 6 月 8 日開会

平成24年 6 月 8 日閉会

平成24年 三 宅 町 議 会 第 2 回 定 例 会 会 議 録

三 宅 町 議 会

平成24年6月三宅町議会第2回定例会会議録目次

招集告示	1
会期日程表	2
第 1 号 (6月8日)	
出席議員	3
欠席議員	3
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の役職氏名	3
職務のため会議に出席した者の役職氏名	3
議事日程	4
議長あいさつ	6
町長あいさつ	6
開会の宣告	6
議事日程の報告	7
会議録署名議員の指名	7
会期の決定	7
議案第17号～議案第33号、承認第4号、報告第1号の上程、説明、 質疑、討論、採決	7
同意第3号の上程、説明、質疑、採決	15
同意第4号の上程、説明、質疑、採決	16
一般質問	17
川口靖夫君	17
植村ケイ子君	20
馬場武信君	22
中尾正巳君	25
追加議案の上程	29
議案第34号の上程、説明、質疑、討論、採決	29
閉会中の継続審査について	30
町長あいさつ	30
閉会の宣告	31

署名議員.....33

三宅町告示第 4 5 号

平成 2 4 年 6 月三宅町議会第 2 回定例会を
次のとおり招集する。

平成 2 4 年 5 月 2 9 日

三宅町長 志 野 孝 光

記

- | | |
|---------|-------------------------|
| 1. 招集日時 | 平成 2 4 年 6 月 8 日（金曜日） |
| | 午 後 1 時 3 0 分 開 会 |
| 1. 招集場所 | 三宅町役場 3 階 議会議場 |

平成 2 4 年 6 月 三宅町議会第 2 回定例会

会期日程表

平成 2 4 年 6 月 8 日 金曜日
平成 2 4 年 6 月 8 日 金曜日
1 日間

目次	月日曜日	開会時間	摘要
第 1 日目	6 月 8 日 金曜日	午後 1 時 3 0 分	定例会開会

平成24年6月三宅町議会第2回定例会〔第1号〕

招集の日時 平成24年6月8日金曜日午後1時30分開会

招集の場所 三宅町役場3階議会議場

出席議員名

渡 辺 哲 久	植 村 ケイ子	川 口 靖 夫
中 尾 正 巳	廣 瀬 規矩次	馬 場 武 信
松 田 睦 男	池 本 久 隆	辰 巳 勝 秀
梅 本 勝 久		

欠席議員数（0名）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の役職氏名

町 長	志 野 孝 光	副 町 長	出 井 雅 史
教 育 長	田 畑 榮 一	総 務 課 長	中 川 章
健康福祉課長	東 浦 一 人	町民生活課長	西 岡 康 次
産業建設課長	岡 本 豊 彦	教育委員会事務局長	陰 山 尚 則
上下水道課長	松 本 幹 彦	幼 児 園 園 長	吉 井 五十鈴

本会議に職務のため出席した者の役職氏名

議会事務局長	土 江 義 仁	モニター室係	森 本 典 秀
モニター室係	増 田 翔		

本日の会議に付議した事件

議事日程（別紙のとおり）

本会議の会議録署名議員氏名

4 番 議 員	中 尾 正 巳	5 番 議 員	廣 瀬 規矩次
---------	---------	---------	---------

平成24年6月三宅町議会第2回定例会〔第1号〕

議 事 日 程

平成24年6月 8日 金曜日

午 後 1時30分 開 会

- | | |
|-------|--|
| 日程第1 | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第2 | 会 期 の 決 定 |
| 日程第3 | 議案第17号 平成24年度三宅町一般会計第1回補正予算について |
| 日程第4 | 議案第18号 平成24年度三宅町介護保険特別会計第1回補正予算について |
| 日程第5 | 議案第19号 三宅町税条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第6 | 議案第20号 三宅町印鑑条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第7 | 議案第21号 奈良県後期高齢者医療広域連合規約の変更について |
| 日程第8 | 議案第22号 三宅町認可地縁団体印鑑条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第9 | 議案第23号 三宅町老人憩の家設置条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第10 | 議案第24号 三宅町高齢者作業所設置条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第11 | 議案第25号 三宅町隣保館・解放会館設置条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第12 | 議案第26号 三宅町児童館設置条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第13 | 議案第27号 三宅町中央公民館条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第14 | 議案第28号 三宅町体育館条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第15 | 議案第29号 奈良県三宅健民運動場条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第16 | 議案第30号 三宅町文化ホール設置条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第17 | 議案第31号 三宅町道路線の認定について |
| 日程第18 | 議案第32号 三宅幼稚園耐震補強工事及び大規模改修工事請負契約について |
| 日程第19 | 議案第33号 三宅町保健福祉施設条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第20 | 承認第4号 (専決処分事項報告) 三宅町税条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第21 | 報告第1号 平成23年度三宅町一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について |

て

日程第22 同意第3号 三宅町政治倫理審査会委員の選任について

日程第23 同意第4号 三宅町固定資産評価審査委員会委員の選任について

日程第24 一般質問について

◎議長あいさつ

○議長（辰巳勝秀君） 皆さん、こんにちは。ちょっと定刻より3分ほど早いんですが、開会させていただきます。

本日は、平成24年6月三宅町議会第2回定例会を招集されましたところ、議員各位には公私何かとご多忙の中ご出席を賜り、心から敬意を表する次第でございます。

本日提案されております議案につきましては、平成24年度三宅町一般会計第1回補正予算についてを初めとする議案17件、承認1件、報告1件、同意2件が提出されております。

議員各位におかれましては、慎重審議を賜りますようお願い申し上げまして、開会のあいさつといたします。

◎町長あいさつ

○議長（辰巳勝秀君） 開会に先立ちまして、志野町長よりあいさつをいただきます。

志野町長。

○町長（志野孝光君） 議員の皆さん、こんにちは。

本日、ここに平成24年6月三宅町議会第2回定例会を開催いたしましたところ、議員各位には何かとご多用のところ、ご出席いただき大変ありがとうございます。また、平素は町政運営に対しまして格別のご理解、ご協力をいただいておりますことに厚くお礼を申し上げます。

さて、本定例会にご提案いたしておりますのは、平成24年度三宅町一般会計第1回補正予算案を合わせ補正予算案2件、条例の改正案12件、規約の変更案1件、道路認定案1件、工事請負契約案1件、専決処分報告1件、予算繰越明許費繰越計算書の報告1件、同意案2件の計21件の重要案件をご提案申し上げ、ご審議願うわけでございますが、何とぞ慎重ご審議を賜りますようお願い申し上げます。

なお、県、関西電力から夏の節電への協力要請もあり、役場挙げて節電に協力していく方針を掲げております。本定例会においてもご協力いただきますようお願いをいたしまして、開会のあいさつといたします。

◎開会の宣告

○議長（辰巳勝秀君） ただいまの出席議員数は10名で定足数に達しております。

よって、平成24年6月三宅町議会第2回定例会は成立いたしましたので開会し、直ちに本日の会議を開きます。

（午後 1時30分）

◎議事日程の報告

○議長（辰巳勝秀君） なお、本日の議事日程はお手元に配付しておりますとおりであります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（辰巳勝秀君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、4番議員、中尾正巳君及び5番議員、廣瀬規矩次君の2名を指名します。

◎会期の決定

○議長（辰巳勝秀君） 次に、日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日の1日間としたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（辰巳勝秀君） ご異議なしとの声がありましたので、異議なしと認めます。

よって、今期定例会の会期は本日1日間とすることに決定いたしました。

これより議事に入ります。

◎議案第17号～議案第33号、承認第4号、報告第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（辰巳勝秀君） お諮りします。

日程第3、議案第17号 平成24年度三宅町一般会計第1回補正予算についてより、日程第23、同意第4号 三宅町固定資産評価審査委員会委員の選任についてまでの各議案につきましては、既に招集通知とともに配付いたしておりますので、各位におかれましても熟読を願っている関係上、この際、議案の朗読を省略したいと思います。

お諮りします。

日程第3、議案第17号 平成24年度三宅町一般会計第1回補正予算についてより、日程第21、報告第1号 平成23年度三宅町一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告についてまでの議案17件、承認1件、報告1件を一括上程したいと思いますが、これに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（辰巳勝秀君） 異議なしとの声がありましたので異議なしと認め、一括上程いたします。

議案の朗読を省略し、志野町長より提案理由の説明を求めます。

志野町長。

○町長（志野孝光君） 本定例会に提出いたしました各議案について、その概要をご説明いたします。

それでは、議案第17号 平成24年度三宅町一般会計第1回補正予算についてからご説明申し上げます

まず、歳出における人件費について、職員の人事異動等による人件費の予算調整を行っており、各歳出科目での増減が多岐にわたっておりますので、説明については省略させていただきますが、今回の人件費の補正額全体といたしましては、増減はございません。

款2総務費、項1総務管理費、目3財産管理費の委託料については、緊急雇用創出事業として、本庁舎内に保存されている書庫内並びに執務室の文書等を震災による倒壊等に備えて移動及び整理を行うことを目的として1,883万9,000円の増額を行っており、備品購入費については、去る4月に新たに設置をいたしました産業建設課・町づくり推進グループ執務室と防災無線機との間仕切りが必要となることから28万6,000円の増額を行い、目4企画費の旅費、需用費、役務費、委託料、備品購入費合わせて18万円の減額補正は、石見駅周辺整備事業に係る経費として、当初予算では企画費で予算計上いたしておりましたものを款8土木費の都市計画費への組み替えを行ったものであります。使用料及び賃借料においては、当初、住民記録システムにおいてはクラウド化を行い、自庁にサーバー機器を設置する予定をしておりましたが、近日の落雷等によりシステムにふぐあいが発生した現状を踏まえ、クラウドシステムが安定稼働する半年程度、自庁運用を行っていた機器をシステムの退避媒体（バックアップ）として利用すること

による対応を行うために、415万8,000円の増額を行ったものであります。

項2徴税費の役務費においては、町税の滞納処分により差し押さえを行った自動車をインターネット公売により処分を行った結果、101万1,000円で落札価格が決定したことから、落札システム手数料が発生したため、3万2,000円の増額補正を行っております。

款3民生費、項1社会福祉費、目2老人福祉費の繰出金においては、介護保険特別会計の地域支援事業への繰出金として183万2,000円の増額を行っており、目4国民年金費の12万6,000円の増額は、国民年金保険料免除基準等の改正により、年金システムの改修が必要となったものであります。

項2児童福祉費、目6幼児園費においては、子育て支援担当職員の不足に伴い、パート職員の雇用を行うべく、経費として93万円の増額を行っております。

款7商工費の負担金補助及び交付金の500万円の増額は、黒駒に乗る太子像復元等に係る補助金を23年度予算での完成が困難となることから、さきの4月臨時議会でご説明を申し上げ、減額予算のご承認をいただき、6月定例会で再度予算計上させていただくことでご理解をいただいたところであり、よって、本定例会にさきの臨時会で減額を行った額と同額の増額補正を図ったものであります。

款8土木費、項3都市計画費、目5町づくり推進費の旅費、需用費、役務費、委託料、備品購入費合わせて18万円の増額補正は、石見駅周辺整備事業に係る経費として、当初予算では企画費で予算計上いたしておりましたものを款8土木費の都市計画費への組み替えを行ったものであります。

款9消防費、項1消防費、目1消防総務費の需用費においては、防災行政無線のバッテリーの老朽化に伴い、無線機5台のバッテリーの交換が必要なことから4万6,000円の増額を行うとともに、昨年度末に見直しを行いました地域防災計画に係る印刷費として96万6,000円の増額を行っており、役務費では、従前から夜間時の防災体制職員等の一部を対象とした安否確認の配信を実施してまいりましたが、本年度より夜間時防災体制には一部の職員だけでなく全職員を対象とすることから、安否確認配信に係る手数料の増額が生じたため7万2,000円の増額を行い、備品購入費の防災資機材購入の203万7,000円の減額は、コミュニティ助成事業不採択による減額を行っております。

款14予備費においては、歳入歳出予算の財源調整を行うため、74万6,000円の増額を行ったものであります。

次に、歳入につきましては、款13国庫支出金の総務補助金においては緊急雇用創出事

業交付金として1,883万9,000円の増額を行い、民生委託金では国民年金システム改修に係る事務費交付金12万6,000円の増額を図っております。

款17繰入金の財政調整基金繰入金においては、今回の補正予算の一般財源の確保として1,400万円の繰り入れを行う増額補正を図っております。

以上により、今回の補正額は、歳入歳出予算額におおの3,099万6,000円を増額し、予算総額を30億6,099万6,000円と定める補正予算案の提出を行ったものであります。

議案第18号 平成24年度三宅町介護保険特別会計第1回補正予算については、歳入において、歳出での介護給付費の増加に伴い、その財源となる国庫支出金で11万1,000円の増額、支払基金交付金で12万8,000円の増額、県支出金で5万5,000円の増額、一般会計繰入金で183万1,000円の増額を図っております。

歳出では、訪問型介護予防事業の委託料の二次予防事業から一次予防事業への組み替えによる19万2,000円の補正並びに職員の産前産後等の休暇に伴う代替職員賃金等として222万円の増額を行ったものであります。

款7予備費においては、歳入歳出予算の財源調整を行うため、9万5,000円の減額を図ったものであります。

以上により、今回の補正額は、歳入歳出予算額におおの212万5,000円を増額し、予算総額を6億212万5,000円と定める補正予算案の提出を行ったものであります。

議案第19号 三宅町税条例の一部を改正する条例の制定については、地方税法等の一部改正に伴い、年金所得者の寡婦（寡夫）控除を受ける場合には、従前は申告を必要とされておりましたが、平成25年分の公的年金等支払報告書からは寡婦（寡夫）控除について記載できるようになり、課税は26年度からではありますが、25年度分からは寡婦（寡夫）控除を受ける際の申告の必要がなくなり、年金受給者の申告の簡素化が図られることとなる改正であります。

施行は平成26年1月1日からの施行であります。住民の方への周知が必要となることから今回改正することとし、たばこ税の引き上げについては、平成24年4月開始事業年度分より法人税率が引き下げられたため、法人税額を課税標準としている法人町民税が減額になる一方、同時に課税ベースの拡大が行われた結果、県税の法人事業税は増税になる。この調整のため、たばこ税の税源移譲が県から行われることから、平成25年4月1日以降に売り渡し等が行われる製造たばこ1,000本につき644円値上げし5,262円に、旧3級品については、1,000本につき305円引き上げられ2,495円にすることとされ、これ

についての税率の引き上げを平成25年4月1日から実施するものであり、個人住民税の退職所得に係る所得割については、通常の住民税は翌年度課税になるが、退職分離課税分については10%の軽減特例を導入されたが、平成25年1月分より10%の特例を廃止することとし、平成25年1月から実施されることから、おのこの条例の一部改正を行うべく提出をいたしました。

議案第20号 三宅町印鑑条例の一部を改正する条例の制定については、住民基本台帳法の一部が改正され、これまで外国人登録原票に登録されていた外国人住民についても住民基本台帳に登録されることとなるのに伴い、印鑑の登録に関し本条例の一部改正を行うべく提出いたしております。

議案第21号 奈良県後期高齢者医療広域連合規約の変更について、外国人登録法の廃止及び住民基本台帳法の改正により、これまで外国人登録原票に登録されている者は住民基本台帳法の適用対象に加えられることに伴い、規約で定める広域連合の経費に充てる関係市町村の負担金の額の算定方法について、所要の規約の改正を行うべく提出いたしております。

議案第22号 三宅町認可地縁団体印鑑条例の一部を改正する条例の制定については、住民基本台帳法の一部改正により、これまで外国人登録原票に登録されていた外国人住民についても住民基本台帳に登録されることとなるのに伴い、本条例第4条及び第7条の地縁団体の登録の申請及び登録の廃止の際に、さきの住民基本台帳法の一部改正が適用となることから、条例の一部改正を行うべく提出いたしております。

議案第23号 三宅町老人憩の家設置条例の一部を改正する条例の制定について、議案第24号 三宅町高齢者作業所設置条例の一部を改正する条例の制定について、議案第25号 三宅町隣保館・解放会館設置条例の一部を改正する条例の制定について、議案第26号 三宅町児童館設置条例の一部を改正する条例の制定について、議案第27号 三宅町中央公民館条例の一部を改正する条例の制定について、議案第28号 三宅町体育館条例の一部を改正する条例の制定について、議案第29号 奈良県三宅健民運動場条例の一部を改正する条例の制定について、議案第30号 三宅町文化ホール設置条例の一部を改正する条例の制定について、議案第33号 三宅町保健福祉施設条例の一部を改正する条例の制定についてまでの9件については、本年4月に三宅町暴力団排除条例が制定されたことから各施設の利用に関する条例の整備が必要となりましたので、このたび、おのこの条例の改正を行うべく、条例の一部改正を提出いたしております。

議案第31号 三宅町道路線の認定については、宅地開発に伴う道路の引き継ぎに伴い、三宅町大字石見422-1、422-15、422-3、425-2については、有限会社拓洋産業に所有権移転登記手続請求を行い、平成24年3月8日に決定があり、昭和63年7月9日時効取得が確定したための道路認定を行うものであり、三宅町大字伴堂681-5についても位置指定道路の引き渡しがあったために、道路認定について議案の提出を行ったものであります。

議案第32号 三宅幼稚園耐震補強工事及び大規模改修工事請負契約については、去る6月4日、一般競争入札を行い、奈良市鳥見町1丁目1番地3、株式会社山上組と7,822万5,000円で仮契約を締結しており、地方自治法第96条第1項第5号並びに議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を賜るべく議案の提出をいたしております。

承認第4号（専決処分事項報告）三宅町税条例の一部を改正する条例の制定については、地方税法の一部改正に伴い、固定資産税の評価替えによる住宅用地の負担調整については、200平方メートルまでの部分については評価額の6分の1、200平方メートルを超える部分については3分の1を課税標準とするが基本でありましたが、急激な負担の上昇を緩和するため設けられた負担調整措置により、本則課税の80%を超える場合には税額を据え置く措置がとられてきましたが、今回の改正により廃止が行われることになり、ただし、平成24年度及び平成25年度に限り、経過措置として90%となり、課税標準の特例の整備では、従来地方税法で定められていた特定都市河川の流域内に置ける雨水貯留浸透施設については3分の2、下水道除外は4分の3とすることとし、東日本大震災による被災納税者への税制上緊急の対応措置を講ずるため、滅失した家屋の敷地を譲渡した場合に居住用財産の譲渡の特例が適用になる譲渡期限の延長として、通常3年を7年とし、住宅借入金等の特別税額控除の優遇措置として、平成23年分控除率、通常1%を1.2%、平成24年分控除率1%を1.2%、年末残高の限度額が通常3,000万円を4,000万円、平成25年分控除率、通常1%を1.2%、年末残高の限度額が通常2,000万円を3,000万円とする条例の改正が生じたため、専決処分を行いましたので、議会へこれを報告し承認を願うべく提出いたしております。

続きまして、報告第1号 平成23年度三宅町一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告については、地方特定道路整備事業、消防防災通信基盤整備事業、三宅幼稚園耐震補強事業確定並びに財源内訳について、地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき、

繰越計算書により報告を行うものであります。

以上が、今定例会に提出いたしました補正予算案 2 件、条例の改正案 12 件、規約の変更案 1 件、道路認定案 1 件、工事請負契約案 1 件、専決処分報告 1 件、予算繰越明許費繰越計算書の報告 1 件の計 19 件の概要説明でありますので、よろしくご審議を賜りますようお願いを申し上げまして、説明を終わります。

○議長（辰巳勝秀君） ただいま町長の説明が終わりましたので、質疑に入ります。

日程第 3、議案第 17 号 平成 24 年度三宅町一般会計第 1 回補正予算についてより、日程第 20、承認第 4 号 （専決処分事項報告）三宅町税条例の一部を改正する条例の制定についてまでの 18 件を一括議題として、質疑を許します。

質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（辰巳勝秀君） ないようですので、質疑なしと認めます。質疑は終結します。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（辰巳勝秀君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

お諮りします。

日程第 3、議案第 17 号 平成 24 年度三宅町一般会計第 1 回補正予算についてを採決します。

この採決は起立で行います。

本件を原案のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（辰巳勝秀君） 起立全員。

よって、本件は可決することに決定いたしました。

お諮りします。

日程第 4、議案第 18 号 平成 24 年度三宅町介護保険特別会計第 1 回補正予算についてを採決します。

本件を原案のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（辰巳勝秀君） 起立全員と認めます。

よって、本件は可決することに決定いたしました。

お諮りします。

日程第5、議案第19号 三宅町税条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

本件を原案のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(辰巳勝秀君) 起立全員と認めます。

よって、本件は可決することに決定いたしました。

次に、お諮りします。

日程第6、議案第20号 三宅町印鑑条例の一部を改正する条例の制定について、日程第7、議案第21号 奈良県後期高齢者医療広域連合規約の変更についての2件を一括採決します。

本件を原案のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(辰巳勝秀君) 起立全員と認めます。

よって、本件は可決することに決定いたしました。

次に、日程第8、議案第22号 三宅町認可地縁団体印鑑条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

本件を原案のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(辰巳勝秀君) 賛成全員と認め、本件は可決することに決定いたしました。

お諮りします。

日程第9、議案第23号 三宅町老人憩の家設置条例の一部を改正する条例の制定についてより、日程第12、議案第26号 三宅町児童館設置条例の一部を改正する条例の制定について、日程第19、議案第33号 三宅町保健福祉施設条例の一部を改正する条例の制定についてまでの5件を一括採決します。

本件を原案のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(辰巳勝秀君) 起立全員と認めます。

よって、本件は可決することに決定いたしました。

お諮りします。

日程第13、議案第27号 三宅町中央公民館条例の一部を改正する条例の制定について
より、日程第16、議案第30号 三宅町文化ホール設置条例の一部を改正する条例の制定
についてまでの4件を一括採決します。

本件を原案のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(辰巳勝秀君) 起立全員と認めます。

よって、本件は可決することに決定いたしました。

お諮りします。

日程第17、議案第31号 三宅町道路線の認定についてを採決します。

本件を原案のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(辰巳勝秀君) 起立全員と認めます。

よって、本件は可決することに決定いたしました。

お諮りします。

日程第18、議案第32号 三宅幼稚園耐震補強工事及び大規模改修工事請負契約についてを採決します。

本件を原案のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(辰巳勝秀君) 起立全員と認めます。

よって、本件は可決することに決定いたしました。

お諮りします。

日程第20、承認第4号 (専決処分事項報告) 三宅町税条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

本件を原案のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(辰巳勝秀君) 起立全員と認めます。

よって、本件は可決することに決定いたしました。

お諮りします。

日程第21、報告第1号 平成23年度三宅町一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、町長の説明がありましたので、

これを報告いたします。

◎同意第3号の上程、説明、質疑、採決

○議長（辰巳勝秀君） 次に、お諮りします。

日程第22、同意第3号 三宅町政治倫理審査会委員の選任についてを議題とし、志野町長より説明を求めます。

志野町長。

○町長（志野孝光君） 同意第3号 三宅町政治倫理審査会委員の選任については、委員の任期が6月30日をもって満了となることから、三宅町政治倫理条例第5条第3項の規定に基づき、議会の同意を求めるものであります。住所、氏名等の朗読をもって提案とさせていただきます。

住所、____、氏名、上谷喜佐雄。生年月日、____
____生まれ。

住所、____、氏名、南 節子。生年月日、____
____生まれ。

住所、____、氏名、安井茂治。生年月日、____
____生まれ。

住所、____、氏名、細井秀和。生年月日、____
生まれ。

住所、____、氏名、吉田佳都恵。生年月日、____
____生まれ。

再任でございます。ご同意のほど、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

○議長（辰巳勝秀君） ただいま町長の説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（辰巳勝秀君） 質疑なしとのお声がありましたので、質疑なしと認めます。

お諮りします。

本件に同意を求める件を採決いたします。

本件は、これに同意することに賛成諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（辰巳勝秀君） 起立全員と認め、本件は同意することに決定いたしました。

◎同意第4号の上程、説明、質疑、採決

○議長（辰巳勝秀君） 次に、お諮りします。

日程第23、同意第4号 三宅町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題とし、志野町長より説明を求めます。

志野町長。

○町長（志野孝光君） 同意第4号 三宅町固定資産評価審査委員会委員の選任につきましては、委員1名の任期が6月30日をもって任期満了となることから、地方税法第423条第3項の規定に基づき議会の同意を求めるものであり、住所、氏名等の朗読をもって提案とさせていただきます。

住所、____、氏名、藤枝成和。生年月日、____
——生まれであり、再任でございます。

ご同意のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（辰巳勝秀君） ただいま町長の説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（辰巳勝秀君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

本件に同意を求める件を採決いたします。

本件は、これに同意することに賛成諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（辰巳勝秀君） 起立全員と認めます。

よって、本件は同意することに決定いたしました。

◎一般質問

○議長（辰巳勝秀君） 次に、日程第24、一般質問についてを議題とします。

一般質問を行います。

今定例会に通告されました議員の発言を許します。

◇ 川 口 靖 夫 君

○議長（辰巳勝秀君） 3 番議員、川口靖夫君の一般質問を許します。

はい、どうぞ。

○3 番（川口靖夫君） 議長の了解を得ましたので、一般質問をさせていただきます。

私の一般質問は、石見駅前周辺整備についてであります。

みやけ広報、私、毎月読んでおりますが、今回のみやけ広報5月号の中の「みどりの風に乗って」、これは町長のコーナーと思います。この中で町長は次のように述べておられます。少し読んでみたいと思いますので、皆さん、ご承知だと思いますけれども、改めて読ませていただきます。

4月の異動で町づくり推進グループを新しく立ち上げました。石見駅周辺整備の企画等を中心に、特に駅前周辺整備においては、県内市町村の例を見ても、準備期間から形になるまで30年から40年の期間を要しています。今回のグループ新設では人材の登用を図り、国や県との折衝も考えられることから、県の職員さんを配属いたしました。ようやく新しい三宅町都市計画マスタープランもでき上がってまいります。——次、私、読んで感動したんですが——強い思いを持った私にしかできないもの、石見駅前周辺整備がいよいよスタートです。

以上のように述べておられます。私としましては、町長には大変失礼とは思いますが、やっと土俵の上に上がってこられたかなと。また、本気を出していただいたかなと、そのように思うと同時に、なぜか私はほっとしている次第です。また、地元住民の方々も同じ気持ちではなかろうかと思います。これがもう少し早かったらなと思うんですが、町長の思う節もあろうかと思います。

ところで、私もこの種の事業、田原本駅西側整備、県道の拡幅、京奈和道について、何年も前から関心がありましたので、県や関係者に当たり調べましたが、いずれも町長の言われるように30年から40年以上、中には50年も前からかけています。これらは、地元の話によりますと、歴代の町長や地元の自治会長等、有力者の先人たちが辛抱強く国や県に訴え続けてきた努力のたまものであります。したがって、町長も「強い思いを持った私にしかできないもの」、この思いを持ち続けていただきたいと思うのであります。

また、三宅町第3次基本構想の中に「朝夕の送り迎えの車が集中する石見駅前のロータリー整備等、より一層の利便性の向上が必要となっています。石見駅前整備について、

周辺住民の理解を得ながら計画的な整備を進めます」とも述べられておられます。私も全く同感で、地元住民の意見を聞き、協力をしていただくことが大変必要で肝要と考えます。

また、私の提案になりますけれども、プロジェクトチームを組んで進めていかれるのもいかがでしょうかと。今後は具体的に実施計画に入ってくるかと思いますが、道路、広場、施設等、どのようなものをつくられるのか。現時点ではまだ漠然としてはっきりと具体的には言われなくてもいいかもしれませんが、一応の構想で、自分の策定というんですか、言われてもいいんじゃないかなと、このように私は思っております。

今後の展望について、町長のその強い思いを聞かせていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

以上、質問を終わります。

○議長（辰巳勝秀君） 町長。

○町長（志野孝光君） 3番、川口議員の石見駅前周辺整備についてご回答を申し上げます。

三宅町第3次基本構想は、平成32年度を目標年度とし、三宅町のあるべき姿を示し、実現に向けて町づくりを進めていくための総合的な指針として、これからの時代を切り開くため、目指すべき将来像を策定いたしました。

また、平成24年5月31日に三宅町都市計画審議会より三宅町都市計画マスタープランの答申があったところであり、その中で「石見駅駅前整備の計画を検討し、バリアフリー化など利用者にとって便利で快適な石見駅となるよう事業者に働きかけていきます。また、駅へのアクセス機能の強化、駅周辺の生活利便施設の立地誘導を図るため、駅周辺整備の検討を進めます」という方針を示しております。この方針に沿って、住民等からのさまざまな提案に耳を傾け、駅前に係る整備計画に、より具体性を持たす必要があると考えております。つまり、計画に基づき、事業範囲を決めたり、その位置づけ、すなわちその中で求められる役割や機能を明確にし、現状と課題の抽出を行い、事業の推進を図っていく必要があります。このことから、整備計画を策定するには、地元住民の意見を参考にしながら、また各種団体の意見を聞きながら、さらに関係機関との協議を行い、いろいろな角度から検討する中で事業推進していくことが重要であると考えております。

したがって、現時点で漠然とした構想を策定することは考えておりませんし、ま

た適切でないと、このように考えております。どうぞご理解のほどよろしく願いを申し上げます。

また、ご質問の中にありますように、ことし4月1日で駅前整備に係る新たな組織を編成したところであり、現在、駅前整備に係る調査並びに事例研究等を行っておりますが、駅前整備の具体的な事業展開に特化したプロジェクトチームというだけではなく、それらを含めて、今後、三宅町全体の町づくりを強く推進していかなくてはならないと考えているところであり、適切な人員の配置並びに予算の確保等々、さまざまな面で検討していく必要がありますので、議員各位におかれましてもご理解、ご協力をお願いいたします次第でございます。

- 3番（川口靖夫君） 全体の町づくり、関連を持って駅前の整備とおっしゃいました。全くそのとおりだと私も思います。ただ、4年前に町長は石見の駅前を整備すると打ち上げられました。地元の住民は非常に、全体像も必要でございますが、特に石見の駅前はどうなるんだろうと、非常に一大関心を持って見ております。それで、もう少し住民に当たられまして、ほんの少しでもいいですから具体的に発信すべきではないかなと、私はそのように思います。何も言わなかったら地元の住民は非常に心配でございまして、今回の4月に新しい部署を立ち上げられ、3次構想いろいろ、みやけ広報で初めてそのように言われましたので、私も住民も、やっぱりやってくれるんやと、こういうほっとしていると。これで終わらずに、続けて地元住民にせっせと接触されて、みずから出かけていかれまして自分の考え、思いをもう少し発信されたほうがいいのではないかと思いますので、どうかよろしく願いいたします。答弁は必要ございませんので。

ありがとうございました。

- 議長（辰巳勝秀君） 川口靖夫君の一般質問を終わります。

◇ 植 村 ケイ子 君

- 議長（辰巳勝秀君） 引き続きまして、2番議員、植村ケイ子君の一般質問を許します。

- 2番（植村ケイ子君） 学童、生徒の交通安全確保についての一般質問を行います。

最近、全国で、集団登校途上の学童の列に自動車が飛び込む痛ましい事故が頻発しております。マスコミ報道によれば、事故は歩車道が分離されていない通学路でその多くが発生しているようです。本町では、議員各位やたくさんの住民の参加を得て、朝夕の学童の登校・下校において交通ボランティア活動が行われています。実に敬意と感謝の

念を覚えます。

このような事態を見て、質問１、三宅小学校と式下中学校の学童及び生徒の通学路で歩車道が分離されていないような危険箇所を把握できていますでしょうか。

質問２、そのような危険箇所があるのならば、今後どのように改善していく計画をお持ちなんですか。

お答えいただきたいと思います。

○議長（辰巳勝秀君） 教育長。

○教育長（田畑榮一君） 植村ケイ子議員さんからのご質問にお答えしたいと思います。

１点目の学童、生徒の交通安全確保について、歩車道が分離されていないような危険箇所の把握についてのご質問であります。植村議員が申されたとおり、多くのボランティアの方々により、本町の児童の登下校の安全確保にかかわっていただいておりますことに、この場をおかりして御礼申し上げます。

さて、歩車道の分離されていない危険箇所については、町道１号線、２号線、３号線、５号線、２４号線、８４号線、１１９号線、１６７号線の一部に歩道の整備がなされていますが、それ以外の通学路については未整備の状況であります。また、歩車道の分離の視点とは別に、通学路の危険箇所については、今日までに改善できていないところは６カ所と把握しております。

これらの危険箇所の把握については、三宅小学校児童通学路に係る連絡調整会議を毎年１回４月に開催し、小学校のＰＴＡ校外指導部、三宅小学校の教職員、町の企画グループ並びに教育委員会事務局職員により、子供たちの通学に合わせて通学路の安全点検を行い、その後、田原本警察交通課並びに町の土木管理グループの職員の参加の上、通学の状況、改善を要する箇所等について協議の場を設けており、関係者における危険箇所の情報の共有化はできていると考えています。今日までに改善が図れなかった箇所として、例えば、有料駐車場の前で、車の出入り上、歩道の設置が困難な箇所であったり、信号機の設置要望で、設置に際しては交通量、事故の発生状況、交差点形状等を調査、分析されるほか、交通規制等、その他の対策がないか等、検討された上での現在、未設置であり、危険箇所として現在に至っているケースもございます。

２点目の危険箇所の改善計画についてのご質問であります。歩道の未整備やその他の要因で危険箇所と認識している箇所の改善には、予算はもちろんのことでありますが、用地取得や地域住民の理解を得る必要があり、今日までに積み残してきている危険箇所

の改善については、その年度内での対応が困難であったケースです。対応ができたケースは、交通安全規制標識表示（信号機、横断歩道、一たん停止規制の表示等）については田原本警察で、町道等の案内標識等については町の土木管理グループで、その他の県道等については教育委員会から土木事務所等への要望書の提出を行い、改善に努めてまいりました。

現在、長年の懸案の一つでありました町道2号線の通学路の安全確保については、道路改良事業にあわせて歩道整備がされ、現在、田原本警察を通じて奈良県公安委員会に横断歩道の新設を依頼しているところです。

今後は小学校とも協議を行い、歩車道の分離されている通学路については、その前後の道路状況も勘案し、児童・生徒の安全を優先して検討してまいります。

以上でございます。

○議長（辰巳勝秀君） 植村ケイ子議員。

○2番（植村ケイ子君） 回答の中で、通学路に係る連絡調整会議を毎年1回4月に開催とのことでしたが、5月29日の新聞だったと思います。文部科学省、国土交通省、警察庁は、全公立小学校で8月末までに通学路で危険な場所を調査する方針を決めた。調査結果をもとに通学路の安全対策などを検討すると掲載されていました。本町も、先ほど児童・生徒の安全を優先して検討するとの心強い回答をいただきましたので、早急に危険箇所の改善に努めていただきたいと思います。

ちなみに、通称三角公園の東の歩道から西の橋を横切る通学路ですが、車両の一たん停止にもかかわらず、違反車が多々あります。児童・生徒たちは一たん停止してもらえものとして道路を横切った場合、とても怖いです。道路標示が少し薄らいでいるようにも思われますので、現場を見ていただき、各関係部署と協議の上、早急に対処していただきたく望みます。

終わります。

○議長（辰巳勝秀君） 教育長。

○教育長（田畑榮一君） 今後も子供の安全はダイイチと考えまして、警察や関係機関と連携して通学路の一層の安全を図るため、各種の取り組みを進めていきたいと考えております。よろしくお願いいたします。

○議長（辰巳勝秀君） 植村ケイ子君の一般質問を終わります。

◇ 馬 場 武 信 君

○議長（辰巳勝秀君）　続きまして、6番議員、馬場武信君の一般質問を許します。

馬場武信君。

○6番（馬場武信君）　6番議員の馬場でございます。質問通告を2件行っております。

まず、第1番目はホームページの運用についてであります。

住民に対する正確かつ迅速なる情報発信は行政の責務であります。その手段としてのインターネット活用も不可欠でございます。そこで、三宅町のホームページの運用について問題点を指摘し、今後の方針をた듭니다。

三宅町のホームページ運用マニュアルは作成されているのか。更新等の見直し作業はいつ、どのような形でなされているのか。三宅町のホームページの記載内容が風化したままの事例や、時宜を逸した事案が散見されます。一例を申し上げますと、学校紹介では、これは質問通告後、5月23日、29日に書きかえられましたが、それまでは2009年度の校時表、また、2010年度の年間行事や児童数が記載されたままでありました。情報は生きた情報でなければ意味がありません。町長の意図される積極的な情報発信、情報公開は空文化してしまいます。近隣自治体と比較しても、三宅町のホームページには若干問題点があるのでは、一工夫必要ではないかと考えております。所見を求めます。

次に、通学路の安全確認については、さきに同僚議員からも質問がなされております。新学期早々、京都、千葉、愛知3県において、集団登校時に暴走車両が突っ込む痛ましい死傷事故が発生いたしました。先ほども教育長からご答弁ありましたように、教育委員会としても各大字等にそれぞれ安全確認はされたというふうに承知いたしております。

そこで、個別になるんですが、屏風、東屏風の児童集団通行路における信号待機場、先ほど教育長も若干触れていただきましたが、あの信号待機場は非常に危険だということは以前から指摘されておりました。その後、子供会や関係機関との対策協議はどのように進んでいるか、具体案があればお教え願いたいと思います。

以上です。

○議長（辰巳勝秀君）　副町長。

○副町長（出井雅史君）　6番、馬場議員よりご質問のありました事項のうち、私のほうからはホームページの運用についてご回答申し上げます。

三宅町の公式ホームページにつきましては、平成13年度に運用を開始し、平成14年度の地域イントラネット基盤整備事業にてホームページの全面リニューアルを行い、同年1

0月から三宅町ホームページ設置要綱により運用しています。

ご質問のホームページの見直しは、いつ、どのようにされているのかということですが、町では平成19年10月からCMSというコンテンツ管理システムを導入し、それまでの高度な構造管理等、技術的な知識を必要としたコンテンツの作成が、このシステムでは多数のテンプレートが用意されており、これを選択することにより容易にデザイン等を統一的に作成でき、かつ簡単に各担当から情報発信ができることとなりました。

したがって、このシステムを採用してからは、どのような内容でいつから情報発信するかは情報源である各業務担当が作成し、各所属長の承認を経て、最終、電子計算業務担当にて最終の承認を行うことでホームページにアップロードできる仕組みとなっているため、各ページの見直しや新規作成のタイミングは各業務担当部署にて行っているのが現状です。

なお、議員ご質問のホームページ運用マニュアルや運用管理規程はございません。

学校におけるホームページの運用についてのご質問については、議員のご指摘のとおり、学校紹介で時宜を逸したものを掲載しておりました。申しわけございませんでした。

地域に開く学校の取り組みとして、学校ホームページの役割は、自校を紹介したり、地域や保護者への状況の提供をすることで学校を理解していただき、自校の教育活動をより活性化させることであると考えています。そして、継続的に発信することが必要であると考えております。今後は時宜を逸脱しないように取り組んでいきたいと考えています。

引き続き、ホームページの適正かつ円滑な運用を行うためにも、マニュアルや規程を検討すべきものとも考えております。

また、ホームページの内容全般につきましても、22年度の各課ITリーダーとの協議により一部リニューアルを行った手法、そういったものも取り入れ、議員のおっしゃるようなさらなる生きた情報の提供へ創意工夫を行い、今後も検討を重ねてまいりたいと考えておりますので、何とぞご理解を賜りますようお願いし、ご回答とさせていただきます。

以上でございます。

○議長（辰巳勝秀君） 教育長。

○教育長（田畑榮一君） 2点目の教育委員会からの視点から、危険性の有無と安全確保に関しての対策についてのご質問であります。安全確保に関しての対策については、

先ほど植村議員のご質問にお答えいたしましたように、関係者との危険性の共有認識と改善を図る体制は整っていると考えておりますが、例に出されました町道1号線と3号線が交差する押しボタン式信号機のある交差点の待機場所については、従前から小学校PTAからもご指摘をいただいている箇所であり、私どもも危険箇所としての認識はしております。

以前に小学校から、土地所有者である共立工作所の社長に、通学時の子供の待機場所として一時的な利用についてご好意により了解をいただいておりますが、改めて教育委員会としてお会いし、今までのお礼と今後も使用させていただけるようお願いし、了解をいただきました。しかし、敷地内を待機場所として利用することができることを知らない児童がいるのではないかと思いますので、改めて学校長へ待機場所として使用することができることを周知するようにお願いいたしました。

以上でございます。

○議長（辰巳勝秀君） 馬場議員。

○6番（馬場武信君） 最近のホームページの運用に関しては相当改善されております。

特に新着情報は、生きた情報として私は大いに評価いたしております。反面、まだ内容や運用面においては若干問題点が残されているんじゃないかと私は考えております。参考までに、近隣では河合町、また田原本町等のホームページなんかは大いに参考になるんじゃないかということを申し添えておきます。

次に、通学路の安全に関して、過日、教育長自身をご検分いただいたということは承知いたしております。今一番問題の1号、3号線の交差点における危険度、これも十分に認識していただいております、しかも、角地の共立さんとの利用状況も確認していただきました。この件に関しては、多分保護者も存じてなかったやに私はとらえております。

問題は、先ほども教育長のほうからボランティア等が既にいろいろなことで学童誘導にされているというふうなお話いただいたんですけれども、あの場所においては保護者の誘導日は限られていると私は子供会のほうから聞いております。今お話いただきましたように、待機場の狭さと、加えて、1つ盲点は、あの角地の側溝の用水路が口をあいたままなんですね。あれは1人の通行だったら問題ないんですけれども、集団登校のときは、あの側溝は非常に危険と隣り合わせだと私は危惧をしておりますので、その辺、いま一度教育委員会のご検討をお願いします。

○議長（辰巳勝秀君） 教育長。

○教育長（田畑榮一君）　今、馬場議員からご指摘がありました、確かに側溝については危険であるなというふうに考えております。そこにつきましても、私たちとしても何とか側溝にふたができる方法はないものかなというふうに考えておりますけれども、関係機関ともそのあたり相談しながら対応できたらなというふうに考えております。

以上です。

○議長（辰巳勝秀君）　馬場武信君の一般質問を終わります。

◇ 中 尾 正 已 君

○議長（辰巳勝秀君）　引き続きまして、4番議員、中尾正已君の一般質問を許します。
中尾正已君。

○4番（中尾正已君）　それでは、私のほうから一般質問をさせていただきます。

50号線関係周辺の登記について、平成24年3月、予算特別委員会で事業内容の質問をいたしました。その内容は、平成24年度当初予算に町単独事業として登記委託料1,500万円（一般財源）が計上されております。その事業内容としては、未登記道路用地整備、地区道路50号線関係、境界確定測量、地図訂正等が実施される予定だと説明を受けました。

そこで、奈良地方法務局橿原出張所備えの土地台帳付属地図（公図）と現況の地番との関係はどのような状態になっているのですか。

地図訂正等についても、何が問題でこれだけの委託料が必要なのですか。

これだけの委託料が必要ならば、国土調査を実施すれば各関係機関が協力していくことになっており、事業を実施されたほうが広範囲にわたり、問題の解決になると思いますが、町長の考えをお聞かせください。

○議長（辰巳勝秀君）　志野町長。

○町長（志野孝光君）　4番、中尾正已議員の50号線関係周辺の登記についてお答えを申し上げます。

そもそも、町道50号線及び周辺道路につきましては、地対財特法による道路として整備したところでありますが、現在の町道50号線周辺の公図は、現状と比較すると、あるべきはずの土地に地番が存在しなかったり、また逆の、あるはずのない土地に地番があったり、土地の形状が違っていたり等、いわゆる地籍混乱している状況でございます。

当時、この周辺は、地対財特法に基づく事業として道路新設を優先的に行うため、土

地の買収を法期限内に行い、事業完成を目指していく中で、その一部を所有する土地所有者と売買契約を行ったものの、その後亡くなられ、相続人が近隣所有者との民界等の筆界確認を要請したものの確定できず、町が筆界の立ち会いの調整を再度行ったものの不調に終わったという経緯があり、その結果、筆界確定できず、分筆できないため、一部未登記状態にあり、道路認定ができない状況にあります。

このように、公図と地積、形状等が異なる地籍混乱地を解消するためには、周辺地権者との筆界確認、それに伴う調査・測量や、場合によっては司法的な判断を行った上で地番の訂正を行い、周辺住民同意による集団和解が必要となります。しかも、相続人からこの未解決の問題について以前より早期解決を強く望んでおられることから、町道50号線周辺の一部エリアを対象として、この課題に対し早急に解決すべく、本年3月定例議会において必要経費を平成24年度当初予算に計上し、既に議会承認されたところであります。

また、地籍調査とは国土調査法に基づく国土調査の一つであり、一筆ごとの所有者、地番、地目を調査し、境界の位置と面積を測量する調査であり、その結果を地図と簿冊に取りまとめるものであります。その結果として、登記所にも送られ、登記簿の記載が修正され、地図が更新されることになります。

これまで奈良県でも地籍調査が進まないのは、土地の境界は土地資産の基礎となる重要な情報であり、土地所有者など関係者の方々が双方合意の上で土地の境界を確認することとなるため、調査には、県内外の市町村の例からも、計画し、着手してから10年を超える多くの時間と数々の手間と多大な経費が必要であり、いまだに完了していない等、地籍調査そのものが難しいという問題がございます。

したがって、過去の事業として課題を残している部分の早期解決を優先することとし、地籍調査による町全体への調査に係る事業につきましては、長期的な展望に立って、財政状況への影響を十分精査した上で検討してまいりたいと考えております。

○議長（辰巳勝秀君） 中尾正巳君。

○4番（中尾正巳君） 今、町長から回答をいただきましたけれども、国土調査法に基づき、市町村が主体となって一筆ごとの土地の所有者、地番、地目、境界の確認、面積の測量を行う地積測量事業にこれは補助金がございます。補助率は、国の場合は2分の1、県が4分の1、市町村が4分の1、町の負担については、その8割については特別交付税が交付されます。そして、町が事業主体となる場合は、町自体が直接負担する経費は

事業費の20分の1、これ約5%でございます。例えば、100万平方メートル当たりの事業費が5,000万でございます。その場合だったら、三宅町の負担は250万でございます。これ1カ大字については大体2年かかります、調査は。

先ほど町長言うておられましたように、50号周辺についてのこれは平成8年か9年ぐらいの場所違いますか。それからもう既に16年たっています。同じやるんだったら、中途半端でやるよりも上但馬全体でやられたほうが私は特によいと思います。町の単独事業として、一般財源の持ち出しとしても5,000万の事業であつたら250万で済むわけです。今だと丸々、一部分で1,500万かかるわけです。この間、植村議員が3月に質問されたときに、ガレージの土地、それから家屋の土地、これいまだに地籍混乱ということで聞いております。一般質問されました。できるだけ、私は一般財源を持ち出すよりも、国の補助事業を使って町の財源を少なくして、そして、完全な大字、2年かかってもよろしいですがな、それをしてほしいということを私は言うているわけです。その点、町長の考えはどうですか。

○議長（辰巳勝秀君） 志野町長。

○町長（志野孝光君） 確かに中尾議員がおっしゃるとおり、財源といたしましては国が2分の1、県と担当する町でそれぞれ4分の1、財政を負担しなければならない。確かに町単費よりは軽減されるわけでございますが、先ほどの回答でも申し上げましたように、着手から10年以上たちましても県内でも完了ができていない。また、途中で中止をされている市町村が多うございます。そういう地籍調査を利用して、先ほども議員がおっしゃられた16年の経過をする、この過去の負の遺産というべきような案件をいつまでも引っ張っていくわけにはいかないという思いで、私はことしを初年度として予算を計上してまいったところでございます。3月の説明にもあつたように、初年度で複数年考えておりますので、先ほどから議員は1,500万、1,500万というご意見をおっしゃっていますが、私の中では複数年ですので、1,500万ではちょっと済まないのではないかなという思いでもおります。

また、地籍調査におきます境界等の確定においては、これが確定をしない場合はその部分を飛ばして次のエリアに移行するというルールもございますので、例えば、地籍調査を利用したところで民民がもめたままですと、そこが解決しないまま次の地域、次のお宅に進んでいくわけでございますので、私の中ではこの調査を利用させていただいても、この道路の問題は解決しないのではないかと、このように考えております。

○4番（中尾正巳君） この国調については県内では吉野町、大淀町がやっておられます。そして、これは当然、法務局も協力機関として中へ入っていただきます。そしてこれは、はっきり言うて2年余りかかりますけれども、今の現在の里道、水路の管理は市町村になっております。今、できないところを飛ばして次って、そしたらあとの残ったやつはどうないしますの。同じやるのやったら一遍にやったらよろしい。2年かかってもいいから一遍にやったらいいねや。そしたら地元の、例えば自治会長さんにいろいろ協力していただいて、それで独立した筆をつくって、上但馬やったら上但馬の大字、2年かかってやったらよろしいですが。そしたら何も高い一般財源を持ち出さんでも、2年でそれでやっていったら私はいいいと思いますねんけど、その点もう一度お答え願いたい。

○町長（志野孝光君） 私の考えでは、地籍調査を申請するならば、三宅町自体が面積が小さいわけでございますので、三宅町全域を指定いたしまして国・県に補助金の申請をしなければならぬと、このように認識しております。その中で、上但馬地区、上但馬地区というご意見をいただきましたけれども、上但馬地区だけではとても補助の対象にはならないのではないかとということでございます。

そんな中で、先ほどから何回も申し上げておりますが、期間が相当過ぎた案件でございまして、計画当初からこの問題が認識されたまま道路がついておると、私はそのように思っております。一刻も早くこの問題は解決をしなければならぬのではないかと、こういう強い思いを持って新年度予算を上程したわけでございます。どうぞご理解のほどよろしくお願いを申し上げます。

○4番（中尾正巳君） この地区改良事業にしても、これははっきり言うて町自体が事前調査の不備があったわけですね。調査をきっちりしていたらこんな問題出ないわけですが。完全な不備の問題で後々この問題が出ているわけですね。その時点で完全な事前調査をされていたらこんな問題出ないわけですね。調査もせんとやるからこんな問題が出てくるわけや。その点、もう一回。

○町長（志野孝光君） 先ほどからも申し上げますように、その点は十二分に認識をした中で早期解決を目指して取り組んでおるわけでございます。どうぞご理解のほどよろしくお願いを申し上げます。

○4番（中尾正巳君） 目指してって、16年たつのやで。16年たって、もっと早いことやってええのや、こんなん。

○議長（辰巳勝秀君） 以上で一般質問を終わります。

◎追加議案の上程

○議長（辰巳勝秀君） 次に、お諮りします。

本日、議事日程に追加議案を上程したいと思います。これに異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（辰巳勝秀君） 異議なしと認め、よって、議案を追加することに決定いたしました。

追加の議案を配付します。しばらくお待ちください。

（議案配付）

○議長（辰巳勝秀君） 配付漏れはございませんか。

◎議案第34号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（辰巳勝秀君） 追加日程第1、議案第34号 平成24年度三宅町一般会計第2回補正予算についての議案を上程し、町長より提案理由の説明を求めます。

志野町長。

○町長（志野孝光君） 議案第34号 平成24年度三宅町一般会計第2回補正予算については、一般会計第1回補正予算提出後に埋蔵文化財包蔵地における宅地造成である埋蔵文化財発掘の届け出があり、現在、町から県へ進達を行っておりますが、今回の申請地域の北側では、京奈和自動車道大和区間の建設に伴う発掘調査時に、伴堂東遺跡として発掘調査がされており、県より内々に発掘を行うことになるとの連絡をいただいたため、これを実施するに際して必要となる学芸員の人件費等を歳出予算に、開発者の負担となる歳入予算の計上を行ったものであります。

以上により、今回の補正額は、歳入歳出予算額におのおの750万円を増額し、予算総額を30億6,849万6,000円と定める補正予算案の提出を行ったものであります。

今回追加議案として上程いたしました。何とぞよろしくご審議のほどお願いを申し上げます。

○議長（辰巳勝秀君） ただいま町長の説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（辰巳勝秀君） 質疑なしとのお声がありましたので、質疑なしと認めます。質疑

は終結します。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○議長(辰巳勝秀君) 討論なしと認めます。討論を終わります。

お諮りします。

追加日程第1、議案第34号 平成24年度三宅町一般会計第2回補正予算についてを採決します。

この採決は起立で行います。

本件を原案のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(辰巳勝秀君) 起立全員と認めます。

よって、本件は可決することに決定いたしました。

◎閉会中の継続審査について

○議長(辰巳勝秀君) お諮りします。

閉会中の継続審査について、当面する諸問題につきまして、各委員会の議会閉会中においても引き続き調査並びに審査の必要がありますので、地方自治法第109条第6項の規定に基づき、議会閉会中においても継続して調査並びに審査していただきたいと思います。

これに異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(辰巳勝秀君) 異議なしと認めます。

よって、議会閉会中の各委員会で継続して調査並びに審査していただきたいと思います。

◎町長あいさつ

○議長(辰巳勝秀君) 以上をもちまして、本定例会に提出されました案件はすべて議了しました。

閉会に当たり、志野町長よりあいさつをいただきます。

志野町長。

○町長（志野孝光君） 三宅町議会第2回定例会の閉会に当たり、ごあいさつを申し上げます。

本定例会に補正予算案3件、条例の改正案12件、規約の変更案1件、道路認定案1件、工事請負契約案1件、専決処分報告1件、予算繰越明許費繰越計算書の報告1件、同意案2件の計22件の重要案件のご提案を申し上げ、慎重審議いただき、全議案の可決決定並びにご同意を賜り、厚くお礼を申し上げます。

ここで議員各位にご報告がございます。補強・大規模改造事業、式下中学校耐震改修工事（第3期）の請負契約についてですが、本年度の当番町である川西町において学校の授業等にできるだけ支障が出ないようにするため、夏休み期間を活用した工事発注を去る6月4日に指名競争入札により指名業者7社で競争入札が行われた結果、契約金額1億6,181万6,550円で橿原市南八木町2丁目3の35、株式会社崎山組と仮契約が締結されており、来る6月15日開会予定の式下中学校組合議会第1回臨時会において請負契約締結案件として提出が予定されております。

また、三宅町都市計画マスタープランができ上がってまいりました。ここには三宅町の将来あるべき方針を示しておりますので、議会閉会后、事務局より配付いたします。どうぞご精読いただきますようお願いを申し上げます。

今後とも三宅町政の発展のため、議員皆様方にはより一層のご協力をお願い申し上げます。まして、閉会のごあいさつといたします。

◎閉会の宣告

○議長（辰巳勝秀君） これをもちまして、平成24年6月三宅町議会第2回定例会を閉会いたします。

どうもご協力ありがとうございました。

（午後 2時58分）

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成 年 月 日

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員